

# 身体拘束等の適正化に関する指針

社会福祉法人高知小鳩会

## 1. 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人は、いずれの施設、事業所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、安心、安全で心地よい生活ができるよう、身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

### (1) 障害福祉サービス事業指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## 2. 身体拘束等の適正化に関する基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当法人では、原則として利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人、家族への説明と同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

### (3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動、尊厳ある生活環境の保持に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。

- ③ 利用者の思いを汲みとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全性を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化委員会において検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

### 3. 身体拘束適正化に向けた体制

#### (1) 身体拘束適正化委員会の設置

当法人では、身体拘束廃止に向けて身体拘束適正化委員会を虐待防止委員会と一体的に設置し運営を行ないます。

#### (2) 設置目的

- ① 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握、及び改善についての検討。
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討、及び拘束実施方法の決定。
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の方法の検討。
- ④ 身体拘束廃止に関する取り組みの事業所内全職員への伝達、指導。

#### (3) 身体拘束廃止委員会の構成員

- ・ 管理者(施設長)
  - ・ サービス管理責任者
  - ・ 看護職員
  - ・ 生活支援員
  - ・ その他、外部の第三者など委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者
- \* この委員会の責任者は管理者(施設長)とし、参加可能な委員で構成する。

#### (4) 身体拘束適正化委員会の開催

委員会は定期的(年1回以上)に開催するとともに、必要時に随時開催します。

\* 例外として、利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態(数時間以内に身体拘束を要す場合)では、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録します。その後、速やかに身体拘束適正化委員会を開催し承認を得ます。

### 4. 身体拘束廃止等の適正化のための職員教育・研修

当法人では生活支援員、その他従事者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

- ① 職員を対象とした定期的な教育・研修を実施する(年1回以上)。
- ② 新任者に対する身体拘束適正化研修の実施。
- ③ その他、必要な教育・研修の実施。

## 5. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施します。

### (1) 3要件の確認

切迫性、非代替性、一時性のすべてを満たしているかを確認します。

### (2) 要件合致確認

・利用者の状態を踏まえ身体拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の状態等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

### (3) 記録等

・緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し家族に対する説明書を作成します。

## 6. 身体拘束に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の状況を記録し、身体拘束適正化委員会で拘束解除に向けた確認を行います。身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、すみやかに利用者、家族に報告をします。記録は5年間保存します。

## 7. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

この指針は利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、ホームページに掲載し積極的な閲覧の推進に努めます。

附則本指針は2022年4月1日より施行する。